

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小松市長

公表日

令和6年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書を元に個人住民税を計算し賦課決定し、通知する。・住民からの申請に基づき、個人住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。 <p>【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】</p> <ol style="list-style-type: none">①申告等情報の受領及び管理②他自治体等からの調査回答、他自治体等への税務調査実施③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送④住民登録がない者の課税(以下「住登外課税」と称す。)に伴う他自治体への通知⑤個人住民税の減免申請書の受理および承認または却下の決定、ならびにその通知⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理⑦他自治体課税であることが判明した場合の資料回送⑧賦課情報に基づく所得・課税証明書発行
③システムの名称	個人住民税システム、宛名システム、eLTAXシステム、国税連携システム、番号管理システム、中間サーバー、証明書発行システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」とある項(27の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行政管理部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 スマートシティ推進課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月9日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月9日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月26日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長 林 政憲	税務課長 佐々木 健一	事後	重要な変更項目でないため
平成28年10月26日	II しいき値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	重要な変更項目でないため
平成30年10月5日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長 佐々木 健一	課長	事後	重要な変更項目でないため
平成30年10月5日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	総務課 法制担当	管財総務課 契約・法制担当	事後	重要な変更項目でないため
平成30年10月5日	II しいき値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成30年10月5日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月1日	I 関連情報1. 特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	個人住民税システム、宛名システム、eLTAXシステム、国税連携システム、番号管理システム、中間サーバー	個人住民税システム、宛名システム、eLTAXシステム、国税連携システム、番号管理システム、中間サーバー、証明書発行システム	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月1日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	総合政策部 ICT推進課	総合政策部 ICT改革課	事後	所属名変更によるもの
令和1年6月1日	II しいき値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年10月5日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月1日	IV リスク対策		追加	事後	様式変更
令和3年9月1日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	事後	番号法の改正に伴う修正(令和3年9月1日施行)
令和3年9月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署①部署	行政管理部 税務課	市民共創部 税務課	事後	所属名変更によるもの
令和3年9月1日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	行政管理部 管財総務課 契約・法制担当	総合政策部 管財総務課 契約・法制担当	事後	所属名変更によるもの
令和3年9月1日	II しいき値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署①部署	市民共創部 税務課	行政管理部 税務課	事後	所属名変更によるもの
令和4年6月1日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 管財総務課 契約・法制担当	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 契約・法制担当	事後	所属名変更によるもの
令和4年6月1日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 ICT改革課	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 スマートシティ推進課	事後	所属名変更によるもの
令和4年6月1日	II しいき値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和5年6月1日	II しいき値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和6年8月9日	II しいき値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年8月9日 時点	事後	重要な変更項目でないため